皆野・長瀞下水道組合　浄化槽市町村整備型事業経営戦略

団　　体　　名　：　皆野・長瀞下水道組合

事　　業　　名　：　浄化槽市町村整備型事業

策　　定　　日　：　令和　3　年　3　月

計　画　期　間　：　令和　3　年度　～　令和　12　年度　（10年間）

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成25年度共用開始 （供用開始後8年）	法適（全部適用・一部適用） 非適の区分	法非適用 なお、現在令和4年4月1日からの法的化（全部適用）に向けて準備中
処理区域内人口密度	0.57人/ha	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	—		
処理場数	浄化槽設置基数　196基（令和元年度末時点） （内訳　長瀞町　87基　皆野町109基）		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	皆野町・長瀞町の一部事務組合により、事業開始準備段階より実施している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	5人槽、7人槽、10人槽　各槽2,090円（税込）/基・月				
業務用使用料体系の概要・考え方	組合における浄化槽の設置対象住宅は、専ら居住の用に供する家屋を指している。 （事務所、店舗その他これに類する用途を兼ねる住宅で、住宅部分の床面積が2分の1以上であるものを含む。） よって業務用使用料体系の設定は無い。				
その他の使用料体系の概要・考え方	上記と同様の考え方から、その他の使用料体系の設定は無い。				
条例上の使用料*2（20㎥あたり） ※過去3年度分を記載 ※R1以前は税率8%の金額	令和元年度	各槽2,090円（税込）	実質的な使用料*3（20㎥あたり） ※過去3年度分を記載	年度	—　円
	平成30年度	各槽2,052円（税込）		年度	—　円
	平成29年度	各槽2,052円（税込）		年度	—　円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組 織

職　員　数	業務課　浄化槽担当2名（浄化槽事業）
事業運営組織	皆野町、長瀞町の下水道(特定環境保全公共下水道事業)認可区域外を浄化槽整備区域とし、市町村整備型浄化槽事業を皆野・長瀞下水道組合が実施している。 また、当事業に係る浄化槽の設置・維持管理は業務課浄化槽担当、使用料金等の徴収は業務課料金担当が行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	市町村整備型浄化槽事業の対象となる浄化槽の清掃、保守点検を民間に委託している。
	イ 指定管理者制度	特になし
	ウ PPP・PFI	特になし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	特になし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	特になし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度分の経営比較分析は別紙のとおりです。

2. 経営の基本方針

(1)浄化槽整備の推進
　循環型社会形成推進交付金に係る循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成30年度より毎年30基(5人槽14基、7人槽15基、10人槽1基)の建設を計画している。
しかしながら、ここ数年は年度毎の設置基数にばらつきがあり、目標基数に達しない年度がたびたびある。
　そのため、この事業をより多くの人に知ってもらい、設置基数を増やして行く必要があり、広報活動にも力を入れていく予定。

(2)事業運営の安定化
　今後の事業運営の経営方針の在り方を検討し、適切・効率的な事業選択により浄化槽整備事業運営の安定化に努める。
浄化槽設置基数の増加はその分使用料収入の伸びにも繋がるなど、経営の柱でもあるため。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1)　投資・財政計画(収支計画):別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

(1)投資の平準化
　循環型社会形成推進交付金に係る循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成30年度より毎年30基(5人槽14基、7人槽15基、10人槽1基)の建設を計画している。
5年間毎に計画の見直し、策定を行っており現在は平成30年度から令和4年度までの5年間の計画に基づき事業を行っている。
　今回の収支計画もその計画に基づき策定。
　投資の平準化といいう観点から今後も同様の事業規模で10年間の計画を策定した。

② 収支計画のうち財源についての説明

(1)使用料の収入
　地域計画に基づき平成30年から令和4年まで毎年30基の増加として計画している使用料収入を見込んでいる。使用料は人槽の大きさに関わらず設定されいるため、社人研による人口予測等を考慮にいれる必要性があまりなく、設置増となった基数分だけ使用料収入の伸びを見込んでいる。
　また、浄化槽設置に伴う設置費分担金5人槽102,000円、7人槽113,400円、10人槽138,000円を使用者から徴収している。

(2)国庫補助金
　循環型社会形成推進地域計画では、循環型社会形成推進交付金としてH30年からR4年まで計128,130千円を交付対象事業費として計画している。
ただし、本計画では直近の事業費単価を採用。また、R5年度以降に関しても同様の基数の伸びがあると見込んで計画している。
　財源は自主財源である設置費分担金以外では、国庫補助金、県補助金、起債から成っている。
　国庫補助金は事業費における新規、転換の割合などで補助率が1／2だったり1／3だったりするため、本計画では1／3の補助率を採用している。

(3)県補助金
　令和2年度までは転換に対して1基あたり40万円の補助金だったが、令和3～7年度は転換1基あたり50万円との内示が来ている。
　なお、本計画においては令和8年度以降も同様に50万円の補助金が採用されると見込んで計画を策定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員の人件費や総務費は大幅な伸びは無いとして考えているが、昇級等を考慮した伸びを見込んで策定。伸び率は令和2．3年度予算の伸び率を参考に採用。
浄化槽の維持管理費用として検査手数料(7条、11条)を対象基数分計上、また同様に委託料として保守点検及び清掃手数料を計上。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊ (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	引き続き一部事務組合による体制で事務の効率化に努めます。 また、し尿処理事業については、秩父広域市町村圏組合による広域化に向けて検討を進めているが、当事業の広域化はしない予定。
投資の平準化に関する事項	地域計画を反映させた投資計画であり、計画に未反映の取組は無し。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資部門に関しては、民間活力の活用予定は無い。
その他の取組	特に無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	当面は現行の使用料体系を維持する予定。 今後は、R4年度から公営企業法の適用を予定しており、固定資産を整備し把握される減価償却費等をもとに適正な浄化槽使用料の算定について検討を行っていく予定。
資産活用による収入増加の取組について	市町村整備型浄化槽事業における資産は、主に構築物である浄化槽になる。組合資産の浄化槽を個人の敷地内に設置している形式であり、資産活用方法があまりないのが現状。
その他の取組	特に無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も今までと同様、清掃保守点検のみの委託の予定。
職員給与費に関する事項	現状2名の職員で対応しており、今後の設置基数等の計画など事業量を考慮にいれると人員の増又は減も考えにくい。また、この計画が今後10年間というスパンであること、人事異動等を考えると一律何%というように人件費は伸びていかないと考え、同額で計上している。
動力費に関する事項	予算計上ないため該当無し
薬品費に関する事項	薬品は民間委託の清掃料に含まれるため該当無し
修繕費に関する事項	事業経過から8年が経過しているが今までは修繕案件がほぼ無かった、少しずつ故障などのトラブルが発生してきており、今後は保証の範囲内かどうかを確認しつつ行う必要がある。 ブロワの修繕等が必要になってくる可能性があり、予算化している。
委託費に関する事項	浄化槽清掃料に関しては何円/Lの単価契約を締結している。単価に関しては業者からの見積りで毎年度決定しており、今後値上がりが見込まれるため注意が必要。
その他の取組	効率的な事業運営をはかるため、令和4年4月1日より公営企業法を適用すべく準備を始めている。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	令和4年度からは公営企業法の適用を予定しており、適用後は減価償却や長期前受戻入という考え方が生まれるため、収支計画については適用後の決算確定後に、再策定が必要となる。 また、決算確定後は計画と実績との乖離について分析を行う。 特に浄化槽の設置基数は年度毎に大きく変動する可能性があるため、PDCAチェックを効果的に行い途中計画の見直しを行うなどをし、事業の効率経営に繋がるよう努める。

経営比較分析表（令和元年度決算）

埼玉県　皆野・長瀞下水道組合

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	**自己資本構成比率(%)**	**普及率(%)**	**有収率(%)**	**1か月20m³当たり家庭料金(円)**
-	該当数値なし	3.42	100.00	2,090

人口（人）	面積(km²)	人口密度(人/km²)
-	-	-
処理区域内人口(人)	**処理区域面積(km²)**	**処理区域内人口密度(人/km²)**
566	89.18	6.35

グラフ凡例
- ■ 当該団体値（当該値）
- ー 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

①収益的収支比率(%)

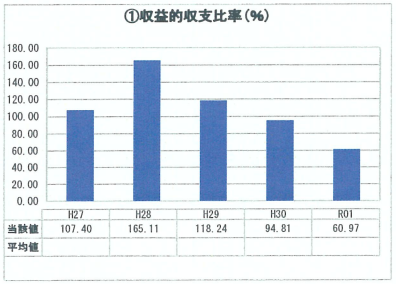

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	107.40	165.11	118.24	94.81	60.97
平均値					

②累積欠損金比率(%)

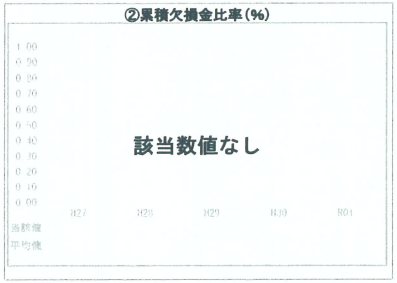

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値					
平均値					

③流動比率(%)

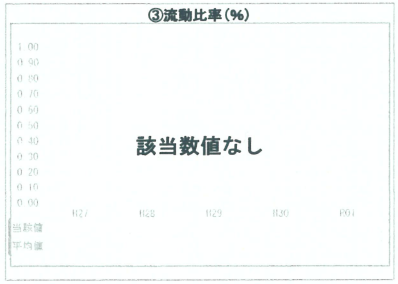

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値					
平均値					

④企業債残高対事業規模比率(%)

【307.23】

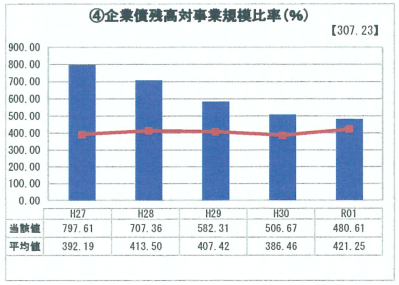

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	797.61	707.36	582.31	506.67	480.61
平均値	392.19	413.50	407.42	386.46	421.25

⑤経費回収率(%)

【59.98】

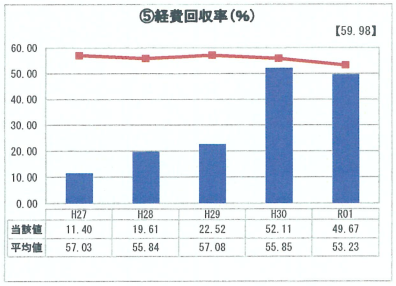

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	11.40	19.61	22.52	52.11	49.67
平均値	57.03	55.84	57.08	55.85	53.23

⑥汚水処理原価(円)

【272.98】

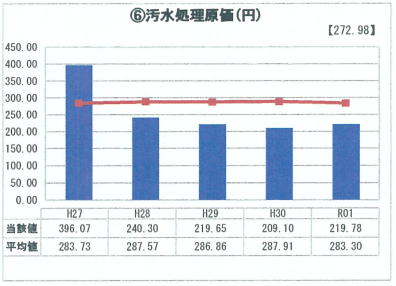

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	396.07	240.30	219.65	209.10	219.78
平均値	283.73	287.57	286.86	287.91	283.30

⑦施設利用率(%)

【58.71】

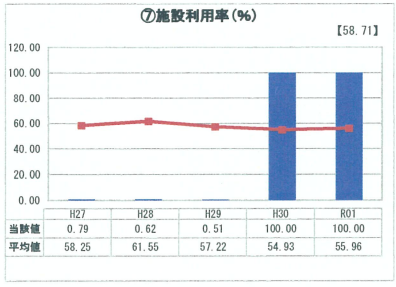

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	0.79	0.62	0.51	100.00	100.00
平均値	58.25	61.55	57.22	54.93	55.96

⑧水洗化率(%)

【79.51】

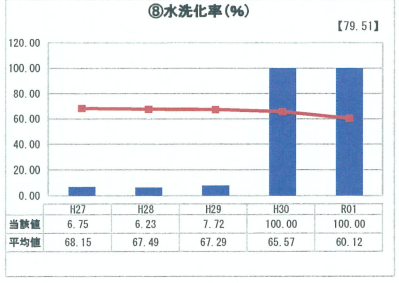

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	6.75	6.23	7.72	100.00	100.00
平均値	68.15	67.49	67.29	65.57	60.12

2. 老朽化の状況

①有形固定資産減価償却率(%)

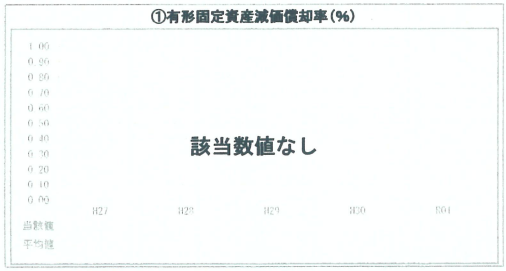

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値					
平均値					

②管渠老朽化率(%)

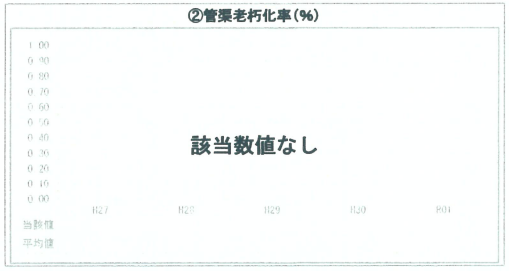

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値					
平均値					

③管渠改善率(%)

【-】

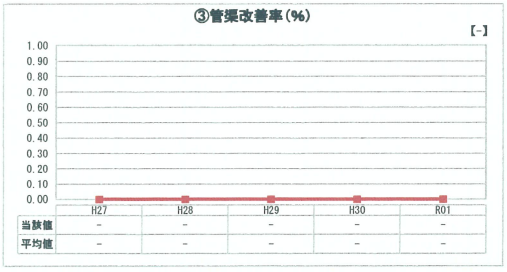

	H27	H28	H29	H30	R01
当該値	-	-	-	-	-
平均値	-	-	-	-	-

※　法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は平成28年度より数値が年々減少、改善されてきている。これは、浄化槽設置基数の増による収益増加の表れだと思われます。組合の事業計画では年間30基の設置を見込んでいるが、満たない場合もあります。今後も収入の伸びを期待したい。

企業債残高対事業規模比率は類似団体平均値よりもやや高く、使用料収入等では採算がとれず起債収入にも頼っている状況が読み取れます。

事業開始間もない頃は設置費用がかかっても料金収入が遅れて入ってくるため数値が高かったが、ここ数年で落ち着きを取り戻しています。すこしずつではあるが減少してきており、類似団体平均値に近づいているので、今後もこうした数値になるように経営努力を重ねていきたい。

経費回収率は設置基数の増により汚水処理原価が減少したことに伴い改善されました。今後もより多く利用して頂ける事で改善傾向に向かえるため普及促進活動にも力を注いでいきたい。

2. 老朽化の状況について

該当なし

全体総括

当組合では、平成25年度より市町村整備型浄化槽事業が開始されました。

事業が少しずつ認知されてきてはいますが、設置数、経費回収率などがまだ低い状態にあります。

しかし、組合が行っている他の事業（特定環境保全公共下水道事業）が平成28年度末に認可区域の見なおしを行い、区域を拡大しないことを決めたため、浄化槽の対象戸数の増加が見込まれる事となりました。

地域の環境保全の為にも設置件数を１件でも多く合併浄化槽の設置していただけるように職員全員で普及活動をとりおこなっていくつもりです。

今後の事業展望については今年度に経営戦略の策定を予定しており、収支のバランスのとれた事業投資を行っていく予定です。

（法非適用企業）

収支計画（※）

R3.3.19作成　　（単位：千円，％）

区分			年度	前々年度（平成30年度決算）	前年度 令和元年度決算	本年度 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支	収益的収入	1	総収益 (A)	16,590	12,748	13,950	16,529	21,376	23,292	25,208	27,295	29,210	31,126	33,217	35,089	36,634
		(1)	営業収益 (B)	8,368	9,395	10,517	11,812	13,451	15,091	16,732	18,373	20,013	21,654	23,295	24,935	26,576
			ア 料金収入	8,368	9,395	10,517	11,812	13,451	15,091	16,732	18,373	20,013	21,654	23,295	24,935	26,576
			イ 受託工事収益 (C)													
			ウ その他													
		(2)	営業外収益	8,222	3,353	3,433	4,717	7,925	8,201	8,476	8,922	9,197	9,472	9,922	10,154	10,058
			ア 他会計繰入金	7,927	3,262	3,333	4,617	7,825	8,101	8,376	8,822	9,097	9,372	9,822	10,054	9,958
			イ その他	295	91	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	収益的支出	2	総費用 (D)	16,408	19,265	20,352	21,099	22,828	24,386	25,940	27,663	29,212	30,758	32,476	33,972	35,479
		(1)	営業費用	16,058	18,916	20,008	20,753	22,422	23,922	25,422	27,094	28,594	30,094	31,770	33,270	34,770
			ア 職員給与費	7,379	8,049	8,634	8,446	8,615	8,615	8,615	8,787	8,787	8,787	8,963	8,963	8,963
			うち退職手当													
			イ その他	8,679	10,867	11,374	12,307	13,807	15,307	16,807	18,307	19,807	21,307	22,807	24,307	25,807
		(2)	営業外費用	350	349	344	346	406	464	518	569	618	664	706	702	709
			ア 支払利息	350	349	344	346	406	464	518	569	618	664	706	702	709
			うち一時借入金利息													
			イ その他													
	3	収支差引 (A)-(D) (E)		182	-6,517	-6,402	-4,570	-1,452	-1,094	-732	-368	-2	368	741	1,117	1,155
資本的収支	資本的収入	1	資本的収入 (F)	11,384	21,957	12,373	31,443	31,443	31,443	31,443	31,443	31,443	31,443	31,443	31,443	31,443
		(1)	地方債	2,400	4,400	4,000	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400
			うち資本費平準化債													
		(2)	他会計補助金	922	1,597	1,001	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		(3)	他会計借入金													
		(4)	固定資産売却代金													
		(5)	国（都道府県）補助金	6,536	13,210	5,535	16,439	16,439	16,439	16,439	16,439	16,439	16,439	16,439	16,439	16,439
		(6)	工事負担金	1,526	2,750	1,837	4,604	4,604	4,604	4,604	4,604	4,604	4,604	4,604	4,604	4,604
		(7)	その他													
	資本的支出	2	資本的支出 (G)	11,781	22,617	13,213	28,636	28,991	29,349	29,711	30,075	30,441	30,811	31,184	31,560	31,598
		(1)	建設改良費	10,691	20,972	11,470	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727	26,727
			うち職員給与費													
		(2)	地方債償還金 (H)	1,090	1,645	1,743	1,909	2,264	2,622	2,984	3,348	3,714	4,084	4,457	4,833	4,871
		(3)	他会計長期借入金返還金													
		(4)	他会計への繰出金													
		(5)	その他													
	3	収支差引 (F)-(G) (I)		-397	-660	-840	2,807	2,452	2,094	1,732	1,368	1,002	632	259	-117	-155
収支再差引 (E)+(I) (J)				-215	-7,177	-7,242	-1,763	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
積立金 (K)				2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
前年度からの繰越金 (L)				22,398	20,182	11,005	2,763		0	0	0	-0	-0	-0	0	0
前年度繰上充用金 (M)																
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)				20,183	11,005	2,763		0	0	0	-0	-0	-0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)				20,182	11,005	2,763		0	0	0	-0	-0	-0	0	0	0

（法非適用企業）

収支計画（※）

R3.3.19作成　　（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度		前々年度（平成30年度決算）	前年度 令和元年度決算	本年度 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実質収支 (N)−(O)	黒字 (P)													
	赤字 (Q)													
赤字比率（(Q)/((B)−(C))×100）														
収益的収支比率（(A)/((D)+(H))×100）														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
営業収益－受託工事収益 (B)−(C) (S)		8,368	9,395	10,517	11,812	13,451	15,091	16,732	18,373	20,013	21,654	23,295	24,935	26,576
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他会計借入金残高 (W)														
地方債残高 (X)		41,088	45,153	47,410	54,901	62,037	68,815	75,231	81,283	86,969	92,285	97,228	101,795	106,324

○他会計繰入金

（単位：千円）単位：千円）

区分 ＼ 年度		前々年度（平成30年度決算）	前年度 令和元年度決算	本年度 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度
収益的収支分		7,927	3,262	3,333	4,617	7,825	8,101	8,376	8,822	9,097	9,372	9,822	10,054	9,958
	うち基準内繰入金	1,440	1,994	2,087	2,255	2,670	3,086	3,502	3,917	4,332	4,748	5,163	5,535	5,580
	うち基準外繰入金	6,487	1,268	1,246	2,362	5,155	5,015	4,874	4,905	4,765	4,624	4,659	4,519	4,378
資本的収支分		922	1,597	1,001	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金	922	1,597	1,001	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計		8,849	4,859	4,334	5,617	8,825	9,101	9,376	9,822	10,097	10,372	10,822	11,054	10,958

（※）平成31年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号）に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

令和3年度予算要求時割合（R1決算基数割）	前々年度基数割		8,849	4,859	4,334	5,617	8,825	9,101	9,376	9,822	10,097	10,372	10,822	11,054	10,958
	109/196	皆野町	4,821	2,713	2,427	3,124	4,908	5,061	5,214	5,462	5,615	5,768	6,018	6,147	6,094
	87/196	長瀞町	4,028	2,146	1,907	2,493	3,917	4,040	4,162	4,360	4,482	4,604	4,804	4,907	4,864